

### 第3回 ボランティアを活用した共助社会の構築に向けた研究会 議事概要

日 時：平成 29 年 12 月 19 日（火）10:00～12:00

場 所：経済産業省 第4 共用会議室（本館 17 階東 5）

出席者：原田座長、伊與田委員、岸田委員、小沼委員、島村委員、町井委員、水尾委員、  
室委員

まず事務局より、前回の論点整理およびアンケート調査に関する説明が行われた。続いて、岸田委員、伊與田委員、島村委員より、事例紹介が行われ、それを踏まえて議論が行われた。主な議論の内容は以下の通りである。

#### 【企業ボランティア活動に対する受益者の費用負担】

- 企業ボランティアについて、受益者に一切の費用負担を求めないという考え方がある。
- 一方で、無償だと参加者がありがたみを感じない等の理由により、受益者側が材料費などの実費負担を申し出る場合もある。受益者側に場所を提供してもらう場合、受益者が場所代を負担しているという見方もできる。
- 一概に、どちらがあるべき姿とは言えない。無償の場合は宣伝活動として、有償の場合は社会貢献活動として位置づけるという分類も可能。
- 実費負担を求めることにより、業績による社会貢献活動の継続性への影響を縮小できる。全て無償で行うと依頼が多くなって対応できなくなるおそれもある。
- 企業を人として見れば、実費を受け取るという落とし所はありうる。それでも自らのコストを使っていることに変わらないので、無償と言えないか。

#### 【企業ボランティアの要素】

- 法人としての企業と従業員とを区分した場合、法人（企業）が自主性、社会性、無償性を持って、従業員に働きかけながらボランティア活動を行っているケースが多い。
- 例えば研修として従業員をボランティア活動に参加させた場合であっても、法人としては、自主性と無償性を持って活動に取り組んでいると見なすことができる。
- 企業ボランティアには創造性が必要。創造的に社会変革を起こすパートナーとして NPO 等と企業で協働しないと、従来型ボランティアから脱しない。一方で、創造性が企業ボランティアの要件にならないよう留意が必要。

#### 【ボランティア休暇制度の運用】

- （有給休暇とは別に）ボランティア休暇を設けても、その取得を推奨しない場合があ

る。それでも、ボランティア活動への参加を募集する際に、ボランティア休暇の活用や、業務時間内での活動の可否を示すなどの工夫もされている。

- ボランティア休暇を活用すると保険に加入できる等、メリットもあるが、実態としては、有給休暇を利用してボランティア活動に参加している従業員もいるのではないか。

#### 【従業員アンケートの調査項目】

- 周囲への影響こそ企業ボランティアの特徴なので、本来アンケート対象は企業にすべきだが、個人を対象にするなら、会社としての貢献についても聞くべき。例えば、コレクティブインパクトの観点から、企業の新しい取り組みに対して影響したのか、もしくは、同僚や上司の社会課題への意識に対して影響したのか等。
- 会社からボランティアへの参加を求められた際に「仕事か、自発的取組か」という疑問が生ずる背景には、会社と個人で意識ギャップがある。個人が何を企業ボランティアとして認識し、自社のボランティア活動をどう捉えているのか調査するのも一案。
- 会社が主導する場合と、会社が案内するものの個人として取り組む場合を整理する必要がある。実費が支給される場合に、それは「報酬」ではないことも明確にすべき。

以上

#### 【お問合せ先】

商務・サービスグループ クールジャパン政策課

電話：03-3501-1511（内線 3651）

03-3501-1750（直通）

03-3501-6782（FAX）